



友好町大空町との人材育成交流事業

第11回ふれ愛スタディin氷川

1月7日から9日まで、友好町の提携を結ぶ北海道大空町の中学2年生12人(女満別中学校 東藻琴中学校)が来町し、氷川町の中学2年生16人と交流しました。

1日目の交流会では、久しぶりの再会を喜び、大空町団員によるクイズ大会などで大いに盛り上がりました。



▲氷川町の風土、歴史など体験を通じて学びました(左:勾玉作り、右:イチゴ狩り)

2日目は、氷川町の団員の家庭でホームステイを行ない、それぞれの家庭で交流を深め合い、忘れられない思い出を作ることができたようです。

お別れ式では、氷川町団員を代表して山口麗さん(竜北中)が「短い期間でしたが、ここでの経験を良い思い出にしてもらえたら嬉しいです。これからも連絡を取り合いながら交流を深めていけたらと思います。」と挨拶を述べました。



歓迎 ふれ愛スタディin氷川



▲最終日には皆仲良しに。「また会おうね！」



大空町シンボルキャラクター「そろっきー」

熊本地震で住宅被害を受けた皆さまへ

みなし仮設住宅の申込期限について

熊本地震発生から約10カ月が経過しましたが、被災者の中には、未だに危険な状況にある自宅に居住されている可能性があります。梅雨や台風時期の前までには転居を完了することが望ましく、その申込期限などが決定いたしました。

申込期限について

- 3月31日(金)まで
※個別の事情がある場合には「理由書」の提出により、期限後であっても申込み可とします。
・やむを得ず入居物件を見つけたことができない方
・罹災証明書の罹災区分が確定していない方 など

入居者の要件

- (いずれにも該当)
①熊本地震における災害(以下「当該災害」といふ)時点において、熊本県(熊本市を除く)に住所
・長期にわたり自らの住居を有する方
②次の要件のいずれかを満たす方
・当該災害による住居の全壊または大規模半壊により居住する住宅がない方
・半壊であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋など取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方
※修理などにより一時的に当該住居に居住できない場合は対象となりません。

費用負担

- ③自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方
④災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方
に居住できないと市町村長が認める方
①県の負担
ア・家賃(借上げ住宅の条件③のとおり)
イ・礼金(家賃の1ヶ月分)
ウ・仲介手数料(家賃の0.54ヶ月分)
エ・退去修繕負担金(家賃の2ヶ月分)
※物件の明け渡し時における原状回復(通常損耗および経年劣化を含む。)に要する費用に充てるための負担金です(退去時の精算は不要)。

借上げ住宅の条件

(いずれにも該当)

- ②管理会社などにより賃貸可能と確認されたもの
③家賃が、1カ月当たり原則6万円以下(対象世帯が5名以上(乳幼児を除く)である場合にあっては9万円以下)であること。
ただし、特別の事情がある場合においてはこの限りではない。

- ②入居者の負担
ア・光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費など
イ・入居者の故意または過失による損壊に対する修繕費用で、上記費用負

担の①のエで賄えなかった場合の不足額

入居期間

入居時から2年間

【お問い合わせ先】

熊本県健康福祉部 健康福祉政策課すまい対策室
☎096・333・2818
建設下水道課管理係
☎52・5856(直通)

